

(別紙 1)

## 裁量ペナルティーの評価基準

帆走指示書(16.8)には、レース公示・帆走指示書及び規則の規定に違反した罰則について、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽い罰則を与えることができると規定されている。もちろん、プロテスト委員会にはその裁量で、どのような規則の違反であってもゼロから失格までの幅で罰則を課すことができる。しかし、そこには一貫性がなければならない。

ペナルティーは次の5つのBandに分けられる；

- Band 0 – Zero Penalty
- Band 1– 0 – 10% (Mid Point 5%)
- Band 2 – 10 – 30% (Mid Point 15%)
- Band 3 – 30 – 70% (Mid Point 50%)
- Band 4 – DSQ/DNE

最初に次ページの表を用い、NOR・SI等の該当項目を参照の上、どのBandに相当するかを決めると良い。各バンドのMidpointを最初に考慮する罰則とする。

次に、バンドの増減やバンド内での罰則を増減する事を考慮する。バンドを増減する事は例外的な状況であり、故意や悪意がある場合、プロテスト委員会はRRS 2に抵触する事を考慮しなければならない。

以下の質問を参考にしてペナルティーを決定する。

- (a) その違反は、競技者やレース運営に対し危険を及ぼすものであったか。
- (b) ルール違反をする事で、競技成績が悪くなったか。
- (c) スポーツや大会の名誉を傷つけるものであったか。
- (d) ルール違反の結果、何らかの人や物に対する損害があったか。
- (e) 違反は偶然、不注意若しくは故意であったか。
- (f) 違反を隠そうとしたか。
- (g) 繰り返しの違反であったか。
- (h) 誰か(関係者を問わず)に迷惑をかけたか。
- (i) 適切又は正当な理由があったか。
- (j) 選手自らルール違反の申告があったか。

ペナルティーの計算と付与。

- ★ ペナルティーは、競技者が得られた利益を超えて課さなければならない。
- ★ 裁量ペナルティーは、通常RET/DSQの点数より悪くはならない。
- ★ パーセンテージペナルティーの計算は、切り上げか切り下げを行い整数にする。
- ★ 1日の複数のレースに影響を及ぼすペナルティーは、その日の最初のレース若しくはその事象に一番近いレースに課す。

SI-4	陸上で発する信号		1-4
	4.2	D旗掲揚前の離岸	
SI-10	スタート		1 3 4
	10.4	スタートエリアの回避—レース艇及び運営艇に影響を与えていない	
		スタートエリアの回避—レース艇及び運営艇に影響を与えた	
		スタートエリアの回避—レース艇及び運営艇と接触した	
SI-18	安全規定		— 2 1 2
	18.1	出艇・帰着申告の不備、未出艇・出艇待機申請書の不備により運営その他に迷惑をかけた	
	18.2		
	18.3	リタイア報告の不履行があったが運営に支障はなかった リタイア報告の不履行により運営その他に迷惑をかけた	
SI-19	乗員の交替		1
	19.1 19.2	乗員変更を届けなかった	
SI-20	装備の交換		1 3
	20.1	SIの指示に従わなかった—正当な理由がある場合	
	20.2	SIの指示に従わなかった—正当な理由がない場合	
SI-21	装備と計測のチェック		1 3
	21.1	SIの指示に従わなかった—正当な理由がある場合	
	21.2	SIの指示に従わなかった—正当な理由がない場合	
SI-23	支援艇・応援艇		1 2 3 1 2 3 3
	23.1	レース委員会への不登録・識別旗の不掲揚	
	23.2	レース中の艇に引き波の影響を与えた艇及び運営艇を妨げた	
	23.3	スタート・入船禁止エリアへの侵入—レース艇・運営艇に影響なし	
		スタート・入船禁止エリアへの侵入—レース艇・運営艇に影響あり	
		スタート・入船禁止エリアへの侵入—レース艇・運営艇と接触	
23.4	無線通信の傍受		
SI-24	ごみの処分		0 1 4
		Accidental	
		不注意	
		故意に	